

株式会社丸東 安全管理規定

目次

第一章	総則
第二章	輸送の安全を確保するための事業の運営と方針等
第三章	輸送の安全を確保するための代表者（経営者）の役割等
第四章	安全管理の実施及び取り組み状況の点検と改善等

第一章 総則

（目的）

第一条 この規定（以下「本規定」という。）は、道路運送法（昭和二十六年法律第 183 号）（以下「法」という。）第 22 条（輸送の安全性の向上）及び第 29 条の 3（情報の公開）【貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）（以下「法」という。）第 15 条（輸送の安全の向上）、16 条（安全管理規定等）及び第 24 条の 2（情報の公開）】の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図る目的とする。

（適用範囲）

第二条 本規定は、当社の貨物運送事業に業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営と方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第三条 （1）代表者（経営者）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

（2）輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する目標)

第四条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第五条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する基本的な考え方(安全第一、法令遵守等)を記載した安全方針に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための代表者(経営者)の役割等

(代表者(経営者)の役割)

- 第六条 (1) 代表者(経営者)は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- (2) 代表者(経営者)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、安全管理体制の構築等必要な措置を講じる。
- (3) 代表者(経営者)は、輸送の安全の確保に関し、安全統括責任者の意見を尊重する。
- (4) 代表者(経営者)は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

- 第七条 (1) 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制(別紙 1 図-1)を構築し、輸送の安全を確保するための社内統治を的確に行う。
- 一 安全統括責任者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
- (2) 安全統括責任者は、輸送の安全の確保に関し、営業所内各課を統括し、指導監督を行う。
- (3) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括責任者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全責任統括者の選任及び解任)

- 第八条 (1) 会社の人員体制上、可能な場合には、安全を統括する責任者(以下「安全統括責任者」という。)1名を選任する。

(2) 安全統括責任者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該責任者を解任する。

- 一 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 二 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括責任者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括責任者の業務)

第九条 安全統括責任者は次に掲げる業務を行う。

- 一 全社員に対し、安全方針の社内周知を行うこと。
- 二 安全目標を作成し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取り組みを積極的に行うこと。
- 三 代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。
- 四 会社の人員規模に応じた安全管理の取り組み体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知する。
- 五 安全管理の取り組み状況を年に1回は点検し、その結果を代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。

第四章 安全管理の実施及び取り組み状況の点検と改善等

(輸送の安全に関する情報の伝達及び収集)

第十条 代表者（経営者）、又は安全統括責任者は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるようにするとともに、現場の声を適時、適切に把握する。また、荷主から輸送の安全に関する意見・要望を必要に応じてアンケート等により収集する。

(法令等の遵守)

第十一条 社員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守するとともに、代表者（経営者）、又は安全統括責任者は、それらの状況を定期的に確認すること。

(輸送の安全に必要な手順・規則)

第十二条 安全統括責任者は、本規定の写しを配布又は、掲示するなどして社内に周知すること。

(下請事業者の利用)

第十三条 トラック事業者が下請事業者を利用する場合にあっては、次のような下請事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為を行ってはならない。

- 一 到着時間等について安全の確保が困難な無理な運行を依頼すること。
- 二 過積載等の法令違反の運行を依頼すること。

また、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、下請事業者における安全管理体制の構築・改善について要請・指導する。

(輸送の安全に関する教育・訓練及び研修)

第十四条 代表者（経営者）、又は安全統括責任者は、輸送の安全にかかわる者に対し教育・訓練を定期的実施する。教育・訓練の実施に当たっては、外部が主催する運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、及び安全に関する講習会等を活用する等して、適切に実施し、それらの実施状況を記録し、保管する。

(事故等の対応)

- 第十五条 (1) 社員は、事故・災害等が発生した場合は、事故・災害等に関する報告連絡体制図（別紙 2 図一2）により、代表者（経営者）及び安全統括責任者にその情報を適時、適切に報告する。
- (2) 代表者（経営者）は、自ら、又は安全統括責任者に指示する等して、前項により報告を受けた事故について、再発防止策を検討・実施する。
- (3) 代表者（経営者）は、自ら、又は安全統括責任者に指示する等して、必要に応じて現場からのヒヤリ・ハット情報（事故にならなかったが、「ヒヤッと」した、「ハッと」したできごと）を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。
- (4) 代表者（経営者）は、自ら、又は安全統括責任者に指示する等して、他の事業者の事故事例等を積極的に集め、自社の事故防止に活用する。
- (5) 代表者（経営者）は、重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決め、自ら、又は安全統括責任者に指示する等して、社内に周知する。
- (6) 代表者（経営者）は、自ら、又は安全統括責任者に指示する等して、前第一項から第五項までの実施状況を記録し、保管する。
- (7) 自動車事故報告規則第 2 条に定める事故があった場合は、国土交通省へ必要な報告又は届出を行う。また、災害等により事故等があった場合は、国土交通省その他関係機関に必要な情報提供を行う。

(安全管理の取り組み状況の点検と改善)

第十六条 (1) 輸送の安全に向け、定期的に安全管理の取り組み状況を点検し、把握した

問題点を改善することが重要であり、代表者（経営者）及び安全統括責任者は、以下の取り組みを行う。

- (2) 代表者（経営者）は、自ら、又は安全統括責任者に指示する等して、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取り組み状況を点検する。安全統括責任者はその結果を代表者（経営者）に報告する。
- (3) 代表者（経営者）は、前項の点検結果に問題があることが分かった場合には、必要な改善を行う。
- (4) 代表者（経営者）は、自ら、又は安全統括責任者に指示する等して、前第二項及び第三項の実施状況を記録し、保管する。

（情報の公開）

- 第十七条
- (1) 輸送の安全に関する基本的な考え方（安全方針）、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計は、毎年度、外部に対し公表する。
 - (2) 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

- 第十八条
- (1) 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
 - (2) 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括責任者の指示、安全管理の取り組みの結果、安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況等を記録し、これを所定の場所に適切に保存する。

附則（実施の期日）

- 一 本規定は、平成29年7月1日から実施する。

株式会社 丸東
いわき営業所
代表取締役 西山由美子